

第1部 基本構想

第1章	まちづくりの目標	21
第2章	土地利用構想	23
第3章	施策の大綱	27
第4章	第4次下田市総合計画の施策体系	31

まちづくりの目標

1 まちづくりの基本理念

本市のまちづくりは、「第3次下田市総合計画」に掲げられた基本理念を継承し、

「下田を愛する、市民を始めとする幅広い人の参加により、
本市の持つ自然や歴史、文化を活用し、
市民一人ひとりが誇りを持って暮らすことのできるまちづくり」

を基本理念として、長期的展望のもと計画的なまちづくりを進めます。

2 将来都市像

まちづくりの基本理念を踏まえ、計画期間に本市が目指す「将来都市像」を次のとおり定めます。

将来都市像

自然と歴史を活かし、
やすらぎと活力のある美しいまち

将来都市像の目指すもの

◎ 自然を活かすまち

本市には豊かな自然が残され、市民の生活や経済的基盤を支えるとともに、訪れる人への大きな魅力にもなっています。この貴重な財産を将来に継承するとともに、人と自然が共生する自然を活かすまちを目指します。

◎ 歴史を活かすまち

本市は古来より海とのつながりのなかで特色ある歴史や文化があり、特に幕末のペリー来航による日本開国の歴史の表舞台として国内外に知られています。これらの貴重な歴史的資源を守るとともに、市民や訪れる人が歴史に親しみ、下田への誇りと愛着を持つことのできる歴史を活かすまちを目指します。

◎ やすらぎのあるまち

これからは市民の身近な生活環境へのニーズが高まり、住みやすさが一層重視される傾向が強まるものと考えられます。市民が健やかに安心して暮らし、訪れる人も安心できる、やすらぎのあるまちを目指します。

◎ 活力のあるまち

活力や元気はあらゆる活動の源になります。市民生活の質の向上や利便性を高めるとともに本市の魅力を活かし、市民と協働して活力のあるまちを目指します。

◎ 美しいまち

海や川、山などの美しい自然環境を守り、まちや里山、田畑、住む人の営みなどの美しい景観を創り、さらに、住む人の美しい心を磨き、「環境・景観・心」すべてが美しいまちを目指します。

土地利用構想

1 土地利用の基本方針

土地は、限られた貴重な資源であるとともに、市民生活や産業活動の共通の基盤であり、その利用の在り方は、市民の生活や地域の発展と深くかかわることになります。

豊かな市民生活を実現するためには、良好な自然環境を保全しつつ、地域特性を活かした土地利用を推進する必要があります。

次に示す基本方針に基づき、総合的で長期的な視点に立った土地利用を目指します。

(1) 自然環境の保全

本市の豊かな海岸や山林などの自然は、市民の社会生活の基盤であると同時に観光資源としても重要な要素となっています。地球規模での環境問題が着目されるとともに自然回帰志向が高まるなか、単に経済や効率を優先した開発などによる破壊から本市の豊かな自然環境を守り、保全し、将来にわたって継承していかなければなりません。

本市の自然環境を守るため、海と森、上流と下流を常に一体的に捉え、環境と景観の基盤である森林や海岸線の保全を図り、自然と共生した土地利用を推進します。

(2) 地域特性を活かした土地の有効利用

本市が持つ自然や歴史、文化は、地域を輝かせる重要な要素です。市民が愛着と誇りを持ち住みやすさを実感できる郷土づくりを目指し、それぞれの地域の持つ個性や特性を十分に活かした土地利用を推進します。

(3) 安心して暮らすことのできる土地利用

本市は、地理的な要因から自然災害を受けやすい立地条件にあり、市民生活のみならず社会活動が大きく妨げられる危険性があります。市民生活や訪れる人の安全を確保するため、自然災害の防止や防災対策のための基盤整備を実施し、災害に強い安全な土地利用を推進します。

また、限られた平坦地に居住空間や工業・商業地域などが形成されており、市民が生活を営む上で交通問題や生活環境問題などの課題を抱えています。

そこで、市民生活の安全を守り、快適でやすらぎのある居住空間の確保に努めるとともに、安心して暮らすことのできる土地利用を推進します。

2 区分別土地利用構想

(1) 土地利用区分の位置付け

自然との共生を図りつつ、産業の活性化と安心できる生活環境づくりを進めるため、市域を機能別に「ゾーン」設定し、ゾーンごとの特徴に対応した土地利用を推進します。

- ①<みなとまちゾーン> 産業経済、行政、文化などの中枢を担うゾーン
- ②<集落ゾーン> 住みよい生活環境の整備を進めるゾーン
- ③<森林ゾーン> } 自然環境の保全を前提に調和のとれた活用を目指すゾーン
- ④<農用地ゾーン> }
- ⑤<水系ゾーン> }

また、市民生活に特に大きな影響を及ぼす市域を「エリア」として設定し、ゾーン別土地利用構想と重複した土地利用を推進します。

- A<海岸エリア> 富士箱根伊豆国立公園に指定されている海岸線及びその周辺地域
- B<水源エリア> 稲生沢川上流の水源保護地域
- C<高規格幹線道路周辺エリア> 伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域

(2) ゾーン別土地利用構想

①<みなとまちゾーン>

下田港と中心市街地一帯は、本市の生活文化や産業経済、交通などの機能が集積しており、観光や交流など市民生活の中心的拠点として位置付けます。

このため、生活・経済機能の充実のための社会基盤整備を図るとともに、自然や歴史・文化資源を活用し、まちなみ景観に配慮した整備を推進します。

②<集落ゾーン>

みなとまちゾーンを除く既存の住宅地は、市民の生活の場であり、また別荘などの交流型居住の場も含まれます。

集落ゾーンでは、道路や公園などの基盤整備や生活関連公共施設の整備を計画的に進め、居住環境の向上に努めます。また別荘地については、周辺の自然環境との調和に配慮し、乱開発の防止に努めながら適正な誘導を図ります。

③<森林ゾーン>

本市の大半を占める山林部では、自然の生態系を維持する機能を保全するとともに、森林にふれあう場としての活用を周辺との調和を図りながら推進します。特に山林や里山の荒廃を防止し、水源涵養や保水能力などの国土保全機能や森林・田園風景の維持に努めます。

④<農用地ゾーン>

農用地については、経済性の確保を図るため、効率的な営農に対応する農業基盤整備を強化するとともに、農村集落環境の整備を図ります。また、国土保全に果たす農用地の役割を維持し、田園風景を守るため、耕作放棄地や農用地の有効利用を積極的に推進します。

⑤<水系ゾーン>

河川については、河川改修などの治水対策を推進するとともに、単なる排水路としての機能だけではなく、親水性や河川景観の創出に努めます。また、流域を一体と捉え、生態系や水循環系に配慮した河川周辺整備を推進します。

(3) エリア別土地利用構想

A<海岸エリア>

自然破壊につながる無秩序な開発を抑制し、砂浜や断崖が創り出す自然景観や海浜環境の保全に努めます。また、海に親しむ場や漁業・海浜レクリエーションなどを振興するための整備を、周辺の自然環境との調和を図りながら推進します。

B<水源エリア>

良質な飲料水を将来にわたり守るため、自然破壊につながる無秩序な開発を抑制し、水源涵養や保水能力の保全に努めます。

C<高規格幹線道路周辺エリア>

伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域は、地域の特性を踏まえ、既存の住環境との調和に配慮した土地利用を図ります。

区分別土地利用構想図



施策の大綱

将来都市像を実現するために「施策の大綱」を次のとおり定めます。

1 美しいまちづくり

(1) 美しい環境づくり

海、川、森などの豊かな自然環境は、市民の生活や経済基盤を支えるとともに観光の大きな魅力にもなっています。自然環境の保全に努め、この貴重な財産を未来に継承し、自然の持つ機能や効用を活用します。

また、自然や歴史・文化のなかで培われた魅力的な景観を後世に遺すとともに、廃棄物の再資源化や公害防止対策など、環境への負荷を軽減させるまちづくりを市民との協働で推進し、人と自然が共生する資源循環型のまちを目指します。

(2) 身近な生活環境づくり

市民にとって身近な生活環境の整備を進め、市民がやすらぎを持って暮らすことのできる快適な生活空間づくりを推進し、住みよいまちを目指します。

また、水源環境の保全や安全で安定した上水道を供給するための施策を推進するとともに未給水地域の解消に努めます。

さらに、水質保全を図るための下水道や河川などの維持管理を充実し、安全で快適な水環境の整備に努めます。

2 人が輝くまちづくり

(1) 自ら学ぶ人づくり

先人が築いた開国をはじめとする歴史や文化、地域の伝統や祭りを市民共通の財産として継承し、市民が郷土に愛着を持ち活躍できるまちを目指します。

また、市民が生涯にわたって自ら学習する機会やスポーツを楽しむ環境を提供し、豊かな心や生きがいを育むとともに多彩で質の高い芸術文化にふれる機会の拡充に努めます。

(2) 未来の人づくり

次世代を担う子どもたちには、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につけることが求められています。そのため、保育所・幼稚園や小学校、中学校が連携を強化し、「生きる力」を育む教育を進めるとともに幼稚園と保育所が一体となった就学前教育を推進します。そして、郷土の豊かな自然や歴史を学ぶ機会を充実し、郷土に愛着と誇りを持ち、将来を担うことのできる人材を育成します。

また、学校や家庭、地域が一体となり、学校教育や地域活動の充実を図り、地域に開かれた学校づくりを目指すとともに子どもたちが安全で安心して学べる教育環境の整備に努めます。

3 活力あるまちづくり

(1) 元気なまちづくり

本市の基幹産業である観光は、近年では年間350万人前後の観光交流客数があり、その増減は市内全体の経済に大きな影響を与えています。

本市の持つ自然や歴史などの特性を十分に活用し、他地域との差別化を図るとともに地場製品のブランド化や新鮮な海山の幸の活用など、すべての産業が連携してまち全体の新たな魅力を創出し、発信できる仕組を構築します。

また、農林水産業は、経済性の確保に努めるとともに自然や環境とのつながりのなかで景観形成や生態系、水系、防災機能の面にも影響が大きいため、本市の現状に合った幅広い施策を推進します。

さらに、商工業は本市の活力と密接なつながりを持っており、官民の役割分担のもと相互の連携と協力によるにぎわいづくりを推進します。

(2) 交流を促す基盤づくり

緊急医療機関へのアクセスの向上や災害時の安全確保はもちろんのこと、産業経済の活性化を図り、地域的交流や地域連携の強化促進を発展させるためにも極めて重要な役割を担う伊豆縦貫自動車道の早期完成を促進します。また、将来の開通を念頭に置いた道路網や自然・まちなみ景観に配慮した歩行空間や生活道路の整備を推進します。

また、人と海がふれあえる下田港を目指し、官民が連携して港湾機能を整備します。

さらに、市民生活や訪れる人の移動手段に必要な公共交通機関を維持するとともに、地域の実情に応じた交通体系や海上交通についての調査、研究を進めます。

4 安心なまちづくり

(1) 人にやさしいまちづくり

すべての市民が住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、互いに支え合い「ともに生きる」ことができる、人にやさしいまちづくりを推進します。

また、家庭や地域、市民活動団体などが連携して子育てを支援し、安心して子どもを産んで育てることのできる環境づくりを推進します。

さらに、コミュニティに立脚した地域福祉の再生に努めるとともに、支援を必要とする人の視点に立った福祉サービスの充実を図ります。

(2) 健やかなまちづくり

すべての市民が生涯を通じて健康的に生活できるよう保健や医療、福祉などの連携による総合的な健康づくり体制の確立を図ります。

また、市民自らが健康づくりに取り組もうとする意識啓発に努めるとともに、それぞれの年代に応じた保健事業や健康相談、健康診断を充実し、疾病の予防や早期発見に努めます。

特に、市民の医療ニーズに対応するため関係機関と連携し、地域医療体制や救急医療体制の強化を図るとともに、医療の充実に努めます。

(3) 市民の安心づくり

市民が安心して暮らせる、より安全なまちの実現を目指して、防災・防犯や消防・救急などの体制を強化するとともに、防災意識の維持・高揚や地域コミュニティに立脚した市民との連携による危機管理体制を構築します。

また、学校や地域、関係機関との連携を強化し、交通事故防止対策や消費者の自立支援対策を進めていきます。

5 持続発展できるまちづくり

(1) ともに築くまちづくり

持続可能な発展できるまちづくりを進めるためには、市民と行政が情報を共有し、信頼関係を保持しながら同じ目線でまちづくりを考えていくことが重要です。

そのため、市民が家庭や職場、地域社会などのあらゆる場において、性別や年齢にかかわらず、命の尊さや個々を尊重し、誰もが平等で公平に活動できる、平和や人権が確立されたまちづくりに取り組みます。

また、限られた人的資源や財源のなかで多くの課題を解決するため、さまざまな分野で活発に行われている市民活動団体などとの協働を推進するとともに、地域コミュニティ活動を支援します。

さらに、開国の歴史にかかわる日米・日露の国際交流や姉妹都市などの都市間交流は、市民との協働により、歴史や文化、経済などの幅広い分野での相互交流を推進します。

また、拡大する市民の日常生活圏や多様化する市民ニーズに対応するため、近隣市町と連携し広域行政の円滑な運営を図るとともに、南伊豆地区の拠点としての機能を認識して、広域連携の強化に努めます。

(2) 効率的・計画的なまちづくり

人口の増加や右肩上がりの経済に支えられてきた社会においては、税収の増加を前提に予算や人員の確保が可能であるため、行政は幅広い分野でさまざまな公共サービスを提供することができました。

しかし、右肩上がりの経済に支えられた社会は終焉を迎え、予算の確保や事業実施に伴う人員の確保も困難な時代になっています。これまでは、財政健全化を最優先にしてきましたが、今後はこれらのさまざまな行政課題を解決していく必要があります。

公共施設については、耐震化と併せて人口減少や少子高齢化を視野においた適正配置と整備を実施します。

また、長期的視点に立って施策を選択し、予算と人員を集中して計画的に施策を実施するとともに、行財政改革を着実に進め、将来にわたって持続可能な行財政運営を行います。

さらに、各部署に必要な職員数を客観的に判断し、適正な人員配置に努め、さまざまな行政課題に迅速に対応できる組織体制を構築するとともに、緊急的な事態にも弾力的に人材を投入できる効率的な組織を確立します。

第4次下田市総合計画の施策体系

将来都市像「自然と歴史を活かし、やすらぎと活力のある美しいまち」

